

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件七件 一〇元
- 公告
随意契約の相手方を決定した件 一一元
- 争議行為を行う旨通知があった件 一二元
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 一三元

告 示

福島県告示第百二十七号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年一月二十六日次のとおり指定した。
令和四年三月八日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事 内 堀 雅 雄
菅野 市男	福島市飯野町字後川二九番地の一〇	令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで	売りさばき所の名称及び所在地 カンノ靴店 福島市飯野町字後川二九番地の一〇
株式会社伊藤 仁商事	福島市飯野町大久保字岩見内五番地	同	株式会社伊藤仁商事 福島市飯野町大久保字岩見内五番地 (出納総務課)

福島県告示第百二十八号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、

福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年一月二十七日次のとおり指定した。
令和四年三月八日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事 内 堀 雅 雄
県南食品衛生協会 会長 田村 光司	白河市郭内一二七番地	令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで	売りさばき所の名称及び所在地 県南食品衛生協会 白河市郭内一二七番地（県南保健福祉事務所内） (出納総務課)

福島県告示第百二十九号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年一月二十八日次のとおり指定した。
令和四年三月八日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事 内 堀 雅 雄
株式会社郡山 労務管理センター	郡山市安積町日出山三丁目六五番二	令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで	売りさばき所の名称及び所在地 株式会社郡山労務管理センター 郡山市安積町日出山三丁目六五番二
協同組合郡山 労務経営センター	郡山市朝日三丁目四番七号	同	協同組合郡山労務経営センター 郡山市朝日三丁目四番七号 郡山青色会館二階

社会福祉法人 福音会
須賀川市大字下小山田字月夜田二〇三番地

福島県告示第百三十号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年一月三十一日次のとおり指定した。
令和四年三月八日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事 内 堀 雅 雄
須賀川市役所売店	須賀川市八幡町一三五番地	同	須賀川市役所売店 むぎ 須賀川市八幡町一三五番地 (出納総務課)

國分 節子

いわき市小名浜花
畑町三四番地の四
令和四年四月一日から
令和九年三月三十一日まで

及び所在地
國分商店

いわき市小名浜花畑
町三四番地の四

吉源木材株式
会社

いわき市常磐関船
町字杭田三番地
同

湯本自動車学校

いわき市常磐水野谷
町千代鶴一番地

長瀬印刷株式
会社

いわき市小名浜字
渚廻五一番地二
同

長瀬印刷株式会社平
営業所

株式会社成和

いわき市平字正月
町二四番地の一
同

いわき市平字愛谷町
四丁目三番地四

有限会社高木
博商店

いわき市好間町上
好間字稲荷下一三
番地
同

有限会社高木博商店

いわき市好間町上好
間字稲荷下一三番地
(出納総務課)

福島県告示第百三十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年二月十日次のとおり指定した。

令和四年三月八日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

内堀 雅雄

売りさばき所の名称
及び所在地

福島県北食品
衛生協会 会

福島市御山町八番
三〇号
令和四年四月一日から
令和九年三月三十一日まで

福島県北食品衛生協
会

長 岸 秀年

有限会社国見
一心堂薬局

国見町大字藤田字
南六七番地の一
同

福島市御山町八番三
〇号(県北保健福祉
事務所内)

有限会社国見一心堂
薬局

国見町大字藤田字南
六七番地の一
(出納総務課)

福島県告示第百三十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年二月十四日次のとおり指定した。

令和四年三月八日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

内堀 雅雄

売りさばき所の名称
及び所在地

郡山食品衛生
協会 会長

郡山市朝日二丁目
一五番一号
令和四年四月一日から
令和九年三月三十一日まで

郡山食品衛生協会
郡山市朝日二丁目一
五番一号(郡山市保
健所内)

伊藤 治

公益財団法人
福島県産業振
興センター

福島市三河南町一
番二〇号

公益財団法人福島県
産業振興センター
技術支援部

野木 彰

須賀川市旭町一五
三番一

同

郡山市待池台一丁目
一二番地(福島県ハ
イテクプラザ内)

太田 清実

石川郡平田村大字
西山字草場七五番
地

同

石川郡平田村大字西
山字草場七五番地
(出納総務課)

県中食品衛生
協会 会長

須賀川市旭町一五
三番一

同

県中食品衛生協会
須賀川市旭町一五三
番一(福島県中保
健福祉事務所内)

野木 彰

須賀川市旭町一五
三番一

同

健康福祉事務所内)

太田 清実

石川郡平田村大字
西山字草場七五番
地

同

石川郡平田村大字西
山字草場七五番地
(出納総務課)

福島県告示第百三十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年二月二十二日次のとおり指定した。

令和四年三月八日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

内堀 雅雄

売りさばき所の名称
及び所在地

黒井産業株式
会社

山形県山形市宮町
二丁目一一番九号
令和四年四月一日から
令和九年三月三十一日まで

扇町自動車学校

会津若松市一箕町大
字亀賀字北柳原一六
番地

会津若松市神指町大
字南四合字才ノ神四
九一番地

会津若松食肉
事業協同組合

会津若松市神指町
大字南四合字才ノ
神四九一番地

同

会津若松食肉事業協
同組合

会津若松食肉
事業協同組合

会津若松市神指町
大字南四合字才ノ
神四九一番地

同

会津若松市神指町大
字南四合字才ノ神四
九一番地

会津美里地区
交通安全協会
会長 山田 地の一
大沼郡会津美里町
字鹿島三〇五七番

公
告

九一番地
会津美里地区交通安
全協会
大沼郡会津美里町字
鹿島三〇五七番地の
一（会津若松警察署
会津美里分庁舎内）
（出納総務課）

公告第59号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム仮想化基盤構築業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年3月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステム仮想化基盤構築業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和3年12月16日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 随意契約に係る契約金額
100,518,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（デジタル変革課）

公告第六十号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長高橋勝行から賃金と雇用の確保、医師、看護師、介護職員など夜勤交替制労働者の勤務環境の改善等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、令和四年二月二十二日付けで通知があった。

令和四年三月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 日時 令和四年三月十日から問題解決までの期間
二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東介護保険センター、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、訪問ヘルパーステーション、デイサービスセンター岡小名、通所リハビリテーション、在宅福祉センター、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生綜合病院、白河厚生綜合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生綜合病院、坂下厚生綜合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションTR Y、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院付属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック
三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

(雇用労政課)

公告第六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和四年三月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 土地改良区の名称
新地町土地改良区
退任した役員
氏名 住所
理事 大堀 武 相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田四五番地の10
同 遠藤 満 同 郡同 町大字福田字大町二二番地

Table with columns for position (e.g., 荒拓見, 熊澤孝男), name, and address. It lists various members and their locations across different municipalities in Fukushima.

(農村計画課)